

## 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」素案

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的事項を次のように定める。

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

## 第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

## 一 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が健康で質の高い生活を営むうえで基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の推進を通じて、国民保健の向上に寄与する。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組む課題であるが、国民一人一人が行うケアに加え、家庭、学校、職場、地域、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む）等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職が行うケアにより口腔の健康の保持・増進及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を実現する。

また、口腔の健康の保持・増進及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小のための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえることが重要である。

また、平成元年(1989 年)より 80 歳で 20 本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」はすべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

## 二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、歯科疾患の成り立ちや予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を推進する。

歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

## 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等の QOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。

高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（高等学校を含む。）にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成

長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。

具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等により促進することが重要である。

#### 四 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をしたうえで歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

#### 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、国及び地方公共団体に歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職を配置すること、また、地方公共団体に口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

### 第二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を目指して、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標、プロセスとしての計画を設定する。

#### 一 目標、計画設定と評価の考え方

歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標、計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映できるようにする。

#### 二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標、計画は、別表に掲げるものとし、国はこれらの目標、計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むものとする。

##### 1 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標

口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の2から5に掲げる目標、計画

を達成すること等により実現を目指すこととする。

## 2 歯科疾患の予防における目標・計画

う蝕、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期、高等学校等を含む学齢期、妊産婦を含む成人期、高齢期に分けて目標、計画を設定する。

### (1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導及びう蝕予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (2) 学齢期(高等学校等を含む)

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (3) 成人期(妊産婦を含む)

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善(禁煙支援)のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

## 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を設定する。

### (1) 乳幼児期、学齢期(高等学校等を含む)

口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発及び口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (2) 成人期、高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的項目を設定する。

## 4 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者における目標・計画

定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・要介護高齢者等につ

いては、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態把握、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。

#### 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

### 第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

#### 一 歯科口腔保健推進に関する目標、計画の設定と評価

都道府県は歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標、計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標、計画等を設定し、定期的に評価及び改定を実施するよう努めるものとする。

#### 二 目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域における連携体制に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。
- 2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。
- 3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。
- 4 都道府県及び市町村は、目標、計画の設定、評価において、科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定し、また、住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。

- 5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、都道府県が策定する健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する健康増進計画、地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法(昭和23年法律第205号)に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法(平成18年法律第98号)に規定する都道府県がん対策推進計画等の都道府県健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

#### 第四 調査及び研究に関する基本的な事項

##### 一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や、評価の時期を勘案して、原則として5年毎に、歯科疾患実態調査等の企画を行い、実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、各種統計等から得られた情報を、個人の歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、情報提供するよう努めるものとする。

##### 二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するため、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、的確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、統計法(平成19年法律第53号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、企業等との連携のもと、ICT(情報通信技術)等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

## 第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

### 一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人ひとりの意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることはないよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

### 二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職並びに歯科口腔保健を担当する医師、看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

### 三 歯科口腔保健を担う者の連携および協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職、医師、看護師、保健師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、介護福祉士、地域保健担当者、学校保健担当者等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む）、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体が設置する保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めたこれら関係機関等から構成される中核的な推進組織を設

置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健の推進が期待される。障害者・要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む障害者福祉・介護関係機関等の関係者との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

(別表)

1 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標  
次の2から5に掲げる目標、計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

2 歯科疾患の予防における目標、計画

(1) 乳幼児期

【目標】健全な歯・口腔の育成

具体的指標	現状値	目標値 (平成35年)
3歳児でのう蝕のない者の増加	77.1%	【P】95% (※健やか親子21では平成26年度の目標値80%以上)

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・普及啓発(歯科疾患、口腔の外傷等に関する知識)</li><li>・歯科保健指導の実施(生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の状況に応じた歯口清掃方法等)</li><li>・う蝕予防方法の普及(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)</li><li>・その他</li></ul>

(2) 学齢期(高等学校等を含む)

【目標】口腔状態の向上

具体的指標	現状値	目標値 (平成35年)
12歳児でのう蝕のない者の増加	54.6%	【P】75.0%
中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少	26.0%	【P】15.0%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・普及啓発(歯科疾患、口腔の外傷等に関する知識)</li><li>・歯科保健指導の実施(生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等)</li><li>・う蝕予防方法の普及(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)</li><li>・歯周病予防方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等)</li></ul>



・その他

### (3) 成人期 (妊産婦を含む)

【目標】 健全な口腔状態の維持及び良好な口腔状態の維持

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
20 歳代における歯肉に炎症所見を有する者の減少	31.7%	25.0%
40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	37.3%	25.0%
40 歳の未処置歯を有する者の割合	40.3%	10.0%
40 歳で喪失歯のない者の増加	54.1%	75.0%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識)</li><li>・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等)</li><li>・う蝕予防方法の普及(フッ化物、定期的な歯科検診等)</li><li>・歯周病予防方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等)</li><li>・その他</li></ul>

### (4) 高齢期

【目標】 歯の喪失防止

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
60 歳の未処置歯を有する者の割合	37.6%	10.0%
60 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	54.7%	45.0%
60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の増加	60.2%	70.0%
80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	25.0%	50.0%

【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識)</li><li>・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等)</li><li>・う蝕予防方法の普及(フッ化物、定期的な歯科検診等)</li></ul>

・歯周疾患予防方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）・その他

### 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標、計画

#### （1）乳幼児期、学齢期（高等学校等を含む）

##### 【目標】口腔機能の獲得

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
3 歳児での不正咬合等が認められる者の減少	12.3%	10.0%

##### 【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発(口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識)</li> <li>・歯科保健指導の実施(口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の改善、食育等)</li> <li>・その他</li> </ul>

#### （2）成人期、高齢期

##### 【目標】口腔機能の維持・向上

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
60 歳代における咀嚼良好者の増加	73.4%	80.0%

##### 【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発(口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識)</li> <li>・歯科保健指導の実施(咀嚼訓練、歯口清掃(舌・粘膜等の清掃含む)、義歯の清掃・管理、食育等)</li> <li>・口腔機能の回復・向上に関する取組の推進</li> <li>・その他</li> </ul>

### 4 定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標、計画

#### （1）障害者・要介護高齢者

##### 【目標】【P】定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
【P】定期歯科検診の実施率の増加	【P】	【P】

##### 【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識)</li> <li>・歯科保健指導の実施(家族・介護者への口腔ケア指導等)</li> </ul>

- ・障害者・要介護高齢者等の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた効果的な対策の実施
- ・その他

## 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標、計画

### 【目標】 歯科口腔保健の推進体制の整備

具体的指標	現状値	目標値 (平成 35 年)
過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	34.1%	65.0%
3 歳児でう蝕がない者の割合が 80%以上である都道府県の増加	12.8%	50.0%
1 2 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加	12.8%	80.0%
【P】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を策定している都道府県の増加	【P】	【P】
歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	48.9%	80.0%

### 【計画】

具体的項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備</li> <li>・ 口腔保健支援センターの設置</li> <li>・ 歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定・評価</li> <li>・ 医療計画に歯科医療機関の位置付けを必要に応じて記載</li> <li>・ 産業保健と地域保健の連携の推進</li> <li>・ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成</li> <li>・ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職、医師、看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士等の研修の充実</li> <li>・ その他</li> </ul>